

香川県条例第2号

香川県使用料、手数料条例及び香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 金額の中で単にその範囲を定めたものについては、知事その金額を定める。			
(指定試験機関等への納付等) 第4条 略				(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。			
別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1~106 略				1~106 略			
107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法(昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。)第11条第1項前段の許可(以下この項において「設置許可」という。)			107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法(昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。)第11条第1項前段の許可(以下この項において「設置許可」という。)		
	略				略		

	浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所 略		
	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>159万円</u>
	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>195万円</u>
	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>227万円</u>
	略		
	略		

108~136 略

137	電気工事 士免状交付手 数料	第一種電気工事士免状 1件 第二種電気工事士免状 1件	<u>6,000円</u> <u>5,300円</u>
138	電気工事 士免状再交付 手数料	1件	<u>2,700円</u>
139	電気工事 士免状書換え 手数料	1件	<u>2,100円</u>

140~278 略

	浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所 略		
	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>158万円</u>
	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>194万円</u>
	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>226万円</u>
	略		
	略		

108~136 略

137	電気工事 士免状交付手 数料	第一種電気工事士免状 1件 第二種電気工事士免状 1件	<u>5,900円</u> <u>5,200円</u>
138	電気工事 士免状再交付 手数料	1件	<u>2,600円</u>
139	電気工事 士免状書換え 手数料	1件	<u>2,000円</u>

140~278 略

279 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	略 その他の業者に係るもの	1件	<u>20,700円</u>
280～368 略			
369 砂利採取業務主任者試験手数料		1件	<u>8,100円</u>
370～482 略			
483 採石法第32条の13第1項の業務管理者試験手数料		1件	<u>8,100円</u>
484～570 略			
571 建築士免許手数料	二級建築士又は木造建築士免許	1件	<u>19,300円</u>
571の2～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1・2 略	
3 消防法第13条の3第1項の危険物取扱者試験	
甲種危険物取扱者試験	1件 <u>6,600円</u>
乙種危険物取扱者試験	1件 <u>4,600円</u>
丙種危険物取扱者試験	1件 <u>3,700円</u>
4 略	
5 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項に規定する知事の行う試験	1件 <u>18,000円</u>
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験	

279 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	略 その他の業者に係るもの	1件	<u>20,600円</u>
280～368 略			
369 砂利採取業務主任者試験手数料		1件	<u>8,000円</u>
370～482 略			
483 採石法第32条の13第1項の業務管理者試験手数料		1件	<u>8,000円</u>
484～570 略			
571 建築士免許手数料	二級建築士又は木造建築士免許	1件	<u>19,200円</u>
571の2～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1・2 略	
3 消防法第13条の3第1項の危険物取扱者試験	
甲種危険物取扱者試験	1件 <u>6,500円</u>
乙種危険物取扱者試験	1件 <u>4,500円</u>
丙種危険物取扱者試験	1件 <u>3,600円</u>
4 略	
5 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項に規定する知事の行う試験	1件 <u>17,000円</u>
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験	

乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,300円</u> 。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、1 件につき <u>8,800円</u>	乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,000円</u> 。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、1 件につき <u>8,500円</u>
丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>8,700円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>8,200円</u>	丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>8,400円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>7,900円</u>
乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,300円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>8,800円</u>	乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,000円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>8,500円</u>
第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,300円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>8,800円</u>	第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>9,000円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>8,500円</u>
第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>8,700円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>8,200円</u>	第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1 件につき <u>8,400円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>7,900円</u>
7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 第二種販売主任者免状に係る販	1 件につき <u>7,900円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>7,400円</u> 1 件につき <u>6,200円</u> 。ただし、	7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 第二種販売主任者免状に係る販	1 件につき <u>7,600円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1 件につき <u>7,100円</u> 1 件につき <u>6,000円</u> 。ただし、

売主任者試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき <u>5,700円</u>
8 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	1件につき <u>21,400円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき <u>20,900円</u>
9～11 略	
12 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の技能検定試験のうち実技試験	<u>18,200円</u> を超えない範囲で知事が定める額
13 略	
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	1件 <u>17,900円</u>
15 略	

売主任者試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき <u>5,500円</u>
8 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	1件につき <u>20,700円</u> 。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1件につき <u>20,200円</u>
9～11 略	
12 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の技能検定試験のうち実技試験	<u>17,900円</u> を超えない範囲で知事が定める額
13 略	
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	1件 <u>17,700円</u>
15 略	

（香川県警察関係手数料条例の一部改正）

第2条 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 略</p>	<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく事務 別表第1</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務 別表第6</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく事務 別表第9</p> <p>(10)～(12) 略</p>

別表第1（第2条関係）

種別	区分	金額
1～20 略		
21 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料		1件につき <u>8,700円</u>
22 特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料		1件につき <u>12,000円</u>
23 特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料		1件につき <u>12,000円</u>
24～28 略		

備考

1～10 略

- 11 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく承認を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく承認に係る特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料の額については、21の項に定める額から4,900円を減じた額とする。
- 12 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく承認を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく承認に係る特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料の額については、22の項に定める額から8,700円を減じた額とする。

別表第1（第2条関係）

種別	区分	金額
1～20 略		
21 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料		1件につき <u>8,600円</u>
22 特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料		1件につき <u>11,000円</u>
23 特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料		1件につき <u>11,000円</u>
24～28 略		

備考

1～10 略

- 11 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく承認を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく承認に係る特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料の額については、21の項に定める額から4,800円を減じた額とする。
- 12 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく承認を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく承認に係る特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料の額については、22の項に定める額から7,700円を減じた額とする。

13 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく承認を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく承認に係る特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料の額については、23の項に定める額から8,700円を減じた額とする。

14 略

別表第6（第2条関係）

種別	区分	金額
1・2 略		
3 猟銃・空気銃取扱講習手数料	(1) 略 (2) その他の者が法第5条の3第1項の講習会の講習を受けようとする場合	1回につき <u>6,900円</u>
4 略		
5 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>12,700円</u>
6～14 略		
15 年少射撃資格認定講習手数料		1回につき <u>9,800円</u>

備考
略

別表第9（第2条関係）

種別	区分	金額
1～14 略		
15 機械警備業務管理者講習手数料		1回につき <u>39,000円</u>

13 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく承認を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく承認に係る特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料の額については、23の項に定める額から7,700円を減じた額とする。

14 略

別表第6（第2条関係）

種別	区分	金額
1・2 略		
3 猟銃・空気銃取扱講習手数料	(1) 略 (2) その他の者が法第5条の3第1項の講習会の講習を受けようとする場合	1回につき <u>6,800円</u>
4 略		
5 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>12,300円</u>
6～14 略		
15 年少射撃資格認定講習手数料		1回につき <u>9,700円</u>

備考
略

別表第9（第2条関係）

種別	区分	金額
1～14 略		
15 機械警備業務管理者講習手数料		1回につき <u>38,000円</u>

16～18 略

16～18 略

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香川県使用料、手数料条例別表第1及び別表第2の規定並びに第2条の規定による改正後の香川県警察関係手数料条例の別表第1、別表第6及び別表第9の規定は、この条例の施行の日以後の申請、受験願書の提出又は講習の受講申込みに係る手数料について適用し、同日前の申請、受験願書の提出又は講習の受講申込みに係る手数料については、なお従前の例による。